

奈良県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和八年九月十一日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
東生駒ともおかクリニックス	生駒市東生駒一丁目六一番地五 OMマンション東生駒一A号室	令和八年七月一日
医療法人新月会山田歯科クリニックス	橿原市久米町五二四番地一	令和八年七月一日